

県民・事業者の皆様へ ～緊急事態宣言全面解除にあたって～

昨日、政府は5都道県における緊急事態宣言を解除しました。これにより全国的な新型コロナウイルス感染症対策の緊急事態措置はなくなりました。

本県では、直近10日連続で新規陽性者数ゼロが続いています。これまでの県民、事業者の皆様のご協力とご尽力に心から感謝します。

本日、対策本部会議を開催し、今後の感染拡大予防と社会経済活動の再開を基本として、①外出自粛及び休業要請の緩和、②兵庫の新たな生活様式「ひょうごスタイル」を推進すること、を決定しました。

これで新型コロナウイルス対策が終わるものではありません。今後の第2波にも備えていかなければなりません。県民、事業者の皆様には、引き続き、感染防止にご協力をお願いします。

- 【ひょうごスタイル】 感染拡大を予防する日常生活
 - 感染拡大を予防する働き方
 - 自然災害と感染症との複合災害への備え

1 県民の皆様へ

- 不要不急の外出の自粛に努めてください。特に6月18日までは、首都圏、北海道、人口密集地との不要不急の移動を控えてください。
- 「3つの密」（密閉、密集、密接）を避けるなど感染拡大を予防する「ひょうごスタイル」を基本に、日常生活の中での感染予防に取り組んでください。

2 事業者の皆様へ

- 事業活動の再開等にあたっては、業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等を踏まえ、感染防止対策を徹底してください。
- イベントの開催にあたっては、参加人数の制限など適切な感染防止対策の徹底をお願いします。
- 在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、職場での「3密」の防止など、感染拡大を予防する「ひょうごスタイル」を基本に、感染拡大を予防する「働き方」に取り組んでください。

新型コロナウイルスの感染拡大防止を基本としつつ、社会経済活動の本格的な再開への新たなステージに向けて、県民、事業者の皆様のご理解、ご協力をお願いします。

令和2年5月26日

兵庫県知事 井戸 敏三

兵庫県の社会活動制限の見直しについて

区分	現 行 (5月21日)	改 定 案 (6月1日~6月18日)	政府の基本的対処方針のポイント
外出自粛	<ul style="list-style-type: none"> ○感染拡大防止のため、不要不急の外出の自粛を要請 ○不要不急の帰省や旅行等、特定警戒都道府県や府県をまたぐ移動の自粛を要請 ○夜の繁華街の接待を伴う飲食店、カラオケなどの利用の自粛を要請 ○「3密」(密閉、密集、密接)の懸念のある集会・イベントへの参加自粛を要請 	<ul style="list-style-type: none"> ○首都圏、北海道、人口密集地との不要不急の移動の自粛を要請 ○感染拡大を予防する「ひょうごスタイル」(新しい生活様式)の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・3密(密閉、密集、密接)の回避 ・身体的距離の確保 ・マスクの着用 等 	<p>〈移行期間：①6/18までの3週間程度、②6/19から約3週間程度、③7/10からの3週間程度に地域の感染状況等を評価し、段階的に緩和〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○①の段階では首都圏、北海道との移動は慎重に対応 ○ガイドラインの徹底等を前提に、①の段階から外出の自粛要請の緩和を検討
催物	<ul style="list-style-type: none"> ○全国的かつ大規模な催物は、中止又は延期を要請 ○催物開催にあたっては、適切な感染防止対策の実施を要請 <開催の目安> <ul style="list-style-type: none"> ・屋内：100人以下、かつ定員の半分以下の参加人数 ・屋外：200人以下、かつ人との距離を十分に確保 	(同左)	<ul style="list-style-type: none"> ○①～③ごとに段階的に規模要件(人数上限)を緩和 ※屋内：100人以下、かつ収容定員に対する参加人数割合を半分程度以内とする ○全国的なイベント(プロスポーツ等)は6/19以降、無観客での開催を依頼 ○クラスター発生があった場合、中止又は延期を含め、主催者に必要な協力等を要請
休業要請	<p>■休業要請</p> <p>次の①～②以外は解除</p> <p>① クラスター発生施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キャバレー、ナイトクラブ等の接待を伴う飲食店、バー、カラオケボックス、ライブハウス ・スポーツジム <p>② ①の類似施設 ダンスホール、ダーツバー、パブ、性風俗店</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等が実践されるなど感染防止対策の徹底を前提に、全ての施設の休業要請を解除 ○クラスター発生があった場合、施設の使用制限等を含めて、施設管理者等に対して必要な協力等を要請 	<ul style="list-style-type: none"> ○感染拡大予防ガイドライン等の実践を前提に、施設の使用制限等を緩和、あるいは地域の感染状況等を踏まえ慎重に検討 ○クラスター発生があった場合、施設の使用制限等を含めて、施設管理者等に対して必要な協力等を要請
通勤	<ul style="list-style-type: none"> ○在宅勤務(テレワーク)やテレビ会議、職場でのローテーション勤務等の推進 ○職場での「3密」の回避 	<ul style="list-style-type: none"> ○感染拡大を予防する「ひょうごスタイル」(新しい生活様式)の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・在宅勤務(テレワーク)やテレビ会議、時差出勤、職場でのローテーション勤務、職場での「3密」の回避等の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○引き続き、在宅勤務(テレワーク)、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を働きかけ
その他		<p>(観光振興)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○県内観光を中心とし、6/19以降の対応は今後検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○観光振興に関しては①の間は県内から、②からは県外からの積極的な呼び込みを実施

令和2年4月7日
兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部
(令和2年4月13日改定)
(令和2年4月17日改定)
(令和2年4月24日改定)
(令和2年4月28日改定)
(令和2年5月4日改定)
(令和2年5月15日改定)
(令和2年5月21日改定)
(令和2年5月26日改定)
※下線は前回からの変更箇所

新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針

新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項に基づく緊急事態宣言が発令されたことから、同法の規定及び兵庫県新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、感染拡大防止や県民生活・県民経済の安定に向け、同法第24条第9項及び第45条第1項の規定等に基づく緊急事態措置を実施してきた。

令和2年5月21日、本県は緊急事態措置実施区域としては解除されたが、引き続き感染防止対策を行う必要があることから、以下の措置を実施する。

今後、6月1日から3週間程度の感染状況等を踏まえ、措置の見直しを検討する。

I 地域 兵庫県全域

II 期間

- 緊急事態措置期間 令和2年4月7日～令和2年5月21日
- 以後の対処方針実施期間 令和2年5月22日～

III 措置

1 医療体制

(1) 入院体制

○現在、新型コロナウイルス感染症病床として、重症対応71床、中軽症対応444床の計515床を確保しており、当面の感染症病床は確保している。緊急事態宣言解除後は、病床や医療スタッフの体制を見直すとともに、新規陽性患者発生状況に応じて、フェーズごとに体制を強化するなど、機動的な対応を行う。

【フェーズに応じた体制】

区分	感染小康期	感染警戒期	感染増加期	感染拡大期
目安 (新規陽性患者数 (1週間平均))	10人未満	10人以上 (再要請基準)	20人以上	30人以上
病床数 (空床補償対象)	200床程度 うち重症40床程度	300床程度 うち重症50床程度	400床程度 うち重症70床程度	500床以上 うち重症90床以上

- 県立加古川医療センターを県内全域の患者に対応する「新型コロナウイルス感染症拠点病院」に、神戸市立医療センター中央市民病院及び県立尼崎総合医療センターを重症患者等に対応する「新型コロナウイルス感染症重症等特定病院」にそれぞれ位置づけ、重症者対策を推進する。
- 感染症病床に加え、一定の感染症予防策等を講じた入院病床を確保するため、空床補償経費や診療報酬について、さらなる引き上げを国に要請する。県としても、空床補償経費について国制度に加え、独自の上乗せを行うとともに、入院治療を行う医療機関に対し入院患者受入の支援を行う。
あわせて、医療機関において、重症化対策や感染症対策が講じられるよう、人工呼吸器や個人防護服等の整備を支援する。
- がん患者、透析患者、障害児者、妊産婦・小児の患者などは特に配慮する。

(2) 無症状者や軽症者への対応

- 患者の増加に伴い、重症患者の入院医療に支障が生じないよう、原則として入院後の無症状者や軽症者は、医師・看護師等医療体制を整備した宿泊施設において療養を行う。
 - ・4/11～ ニチイ学館ポートアイランドセンター宿泊棟(100 室)
 - ・4/13～ ホテルリブマックス姫路市役所前 (78 室)
 - ・4/17～ ホテルヒューアイット甲子園西館 (200 室) (*本館は通常営業中)
 - ・4/30～ ホテルパールシティ神戸 (200 室)
 - ・その他合わせて計 700 室超を確保している。
- 今後、患者が増加した場合には、宿泊施設の一層の確保を図る。さらに患者が増加する場合には、感染症対策を徹底の上、自宅待機等での入院調整も検討する。

(3) 外来医療体制の強化

- 帰国者・接触者外来を 58 機関、設置している。
- 各圏域における外来等受診状況を踏まえ、「地域外来・検査センター」(8ヶ所) など、臨時外来の設置について、関係市町及び医師会等関係団体と協力して対応する。

(4) 検査体制の強化

- 衛生研究所の体制強化や民間委託の推進等により、検査件数の増加を図る。
- 濃厚接触者のうち、高齢者及び基礎疾患有するなど重症化するおそれのある方については、きめ細やかな健康観察を行い、症状が現れると速やかに検査を行う。
- 第 2 波に備え、県健康科学研究所において、PCR 検査試薬の備蓄を推進し、順次、15,000 件分の購入を行う。
- 抗原検査については、救急患者の早期診断に活用するなど状況に応じて PCR 検査と併用して実施する。
- 抗体検査については、県内の正確な感染状況の把握に資するため、神戸大学とともに研究をすすめる。

【PCR検査体制】

区分	現状	拡充
衛生研究所等	兵庫県	120
	保健所設置市	160
	小計	280
民間検査機関	80	360
医療機関	44	140
合計	404	1,000

(5) 医療用マスク・防護服等の確保

- 医療用マスクについては、県全体で概ね8月中旬まで、防護服等については、県全体で概ね6月下旬まで確保できている。
- 今後は、医療機関において、概ね3ヶ月分の使用量確保を図ったうえで、第2波に備え、さらに概ね6ヶ月分の使用量相当を医療機関に代わり県において保管する。

(6) 感染者受入医療機関等への支援

- ひょうご新型コロナウイルス対策支援基金を県・市町（神戸市を除く）で協働して、（公財）兵庫県健康財団に創設し、医療機関関係者等に対して、幅広い層からの寄附による勤務環境改善等の支援事業を実施
- 神戸市は、こうべ医療者応援ファンドを（公財）こうべ市民福祉振興協会に創設し、同様の事業を実施
- 新型コロナウイルス感染症患者への入院治療を行う医療機関に対し、運営に要する経費を支援（入院患者1人あたり12,000円/日）
- 感染者等への対応業務に従事した県立病院等の職員に対する特殊勤務手当を増額（日額300円→3,000円（感染者等の身体に直接接触する作業等の場合は4,000円））

2 学校等

(1) 公立学校

緊急事態宣言が解除されたことを踏まえ、6月1日から臨時休業を解除し、感染防止対策を整え、教育活動を再開する。

ただし、6月1日から14日の間は分散登校とする。また、分散登校期間における部活動は、平日2日、休日1日、各90分を上限とし、対外試合、合同練習、合宿は行わない。なお、県立学校においては引き続き、オンライン等を活用した学習支援を行う。

- ① インターネット環境のない児童生徒に通信機能付きタブレットを無償貸与（5月25日現在469台）
 - ② 学習支援アプリの導入状況：児童生徒約90,000人のうち、92.2%に導入（うち、全日制普通科・総合学科100%）

また、授業再開に向け、児童生徒の家庭学習・心身のケアなどの状況を確認し、また、児童生徒からの相談に対応できるよう、5月18日以降、登校可能日を設定している。

教職員の出勤については、登校可能日の対応及び学校再開に向けて必要な人数とする。引き続き、夏季休業期間の縮小を含めて、指導計画の再検討を行う。

市町立学校・園（小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校、幼稚園・幼稚園型認定こども園）の設置者に対して、感染防止対策を整え、6月1日から教育活動

を再開、5月31日まで臨時休業するとの県の方針を周知する。なお、5月31日までの臨時休業の取り扱いについては、設置者の判断とする。

県立学校における登校可能日の概要

①確認・相談内容

ア. 児童生徒の健康状態

イ. 家庭学習における課題や学習の進捗状況など

※授業は行わない。欠席する児童生徒に不利なことがないよう配慮

②日数等(全日制の場合)

区分	実施内容(1~5学区共通)
日数の上限	週2日を上限
登校方法	分散登校とする
登校時間	通勤時間帯を避けること
在校時間	3時間以内
下校時間	16時までに全ての児童生徒は下校すること
部活動	実施しない
感染発生時	当該学校は登校を中止すること
感染防止対策	5月1日付の文部科学省の通知等を踏まえ、別途、県で定めた感染防止対策を徹底すること

※定時制・通信制、特別支援学校においては、上記の基準を踏まえて、学校ごとに判断

(2) 県内大学

○授業の再開

- ・臨時休業の要請を5月16日に解除。授業を再開する際には、感染防止対策の徹底を要請
- ・県立大学は5月7日から全学で本格的に遠隔授業を実施しているが、感染防止対策を徹底した上で、遠隔授業と並行して実験・実習等から順次授業を再開

○学生への支援

- ・アルバイト収入の減少等により修学の継続が困難となっている学生に、国の学生支援緊急給付金(20万円(住民税非課税世帯の学生)又は10万円(左記以外の学生))を支給
- ・国の修学支援新制度における家計急変時の授業料・入学金減免と給付型奨学金支給(急変後の所得見込により住民税非課税世帯・これに準ずる世帯となる学生が対象)
- ・兵庫県私費外国人留学生奨学金(月3万円)の給付等
- ・県立大学においては、上記の支援に加え、独自の授業料等の減免の拡充(入学金等の対象追加)、家計急変時の授業料等減免(急変後の所得見込により判定(4人世帯の場合は約500万円未満が目安)、授業料の納付猶予・分納等を実施

(3) 高専、私立学校（幼小中高・専修学校・各種学校）

○私立幼小中高・専修学校（高等課程）・高専

設置者に対して、県立学校の方針（感染防止対策を整え、6月1日から教育活動を再開）を周知

なお、5月31日までの臨時休業の取り扱いについては、設置者の判断とする。

○専修学校（高等課程除く）・各種学校

臨時休業の要請を5月16日に解除。教育活動を再開する際には、感染防止対策の徹底を要請

3 社会教育施設等

県立施設については、休館・休業を解除し、感染防止対策を整え、順次、開館

市町立施設等について、県の取組を周知

○感染防止対策

- ・来館者多数の場合の入場制限
- ・発熱、咳などの症状のある者の入場禁止
- ・発熱チェック
- ・マスク装着の徹底、消毒液の設置
- ・密閉・密集・密接状態の回避（休憩時間・回数増、換気など）
- ・入館者の氏名・連絡先等の把握 等

4 社会福祉施設

(1) 高齢者施設、障害者施設等

○高齢者、障害者など特に支援が必要な方々の居住や支援に係るすべての関係施設・事業所について、感染防止対策を厳重に徹底した上で事業実施を要請

○面会者からの感染を防ぐため、オンライン面会等を活用し、可能な限り直接対面を避けることを要請

○今後は、高齢者施設、障害者施設等において、概ね2ヶ月分のマスク、消毒液等の使用量確保を図ったうえで、第2波に備え、さらに概ね2ヶ月分の使用量相当を県において保管する。

(2) 保育所（幼保連携・保育所型認定こども園を含む）・放課後児童クラブ

○保育所等については、感染防止対策を厳重に徹底した上で、事業実施を要請

5 県立都市公園等

○県立都市公園について、感染防止対策等を実施した上で公園施設を開放

○下記の県立公園等について、感染防止対策等を整えた上で順次開園

- ・県立公園あわじ花さじき、兵庫楽農生活センター、県立フラワーセンター、県立但馬牧場公園、県立三木山森林公园、各県立ふるさとの森公園、県立六甲山ビジターセンター

6 外出自粛要請

○不要不急の外出の自粛に努める。

○6月18日まで首都圏、北海道、人口密集地との不要不急の移動の自粛を要請

○感染拡大を予防する「ひょうごスタイル」（新しい生活様式）の推進（3密（密閉・密集・密接）の回避、身体的距離の確保、マスクの着用 等）

7 イベントの開催自粛要請等

- 全国的かつ大規模な催物は、中止又は延期を要請
- 催物開催にあたっては、適切な感染防止対策の実施を要請
 - <開催の目安>・屋内：100人以下、かつ定員の半分以下の参加人数
(6月18日まで)・屋外：200人以下、かつ人との距離を十分に確保

8 事業者への休業要請の見直し（令和2年6月1日～）

- 業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等（県のガイドラインも参照）が実践されるなど
感染防止対策の徹底を前提に、全ての施設の休業要請を解除
- クラスター発生があった場合、施設の使用制限等を含めて、施設管理者等に対して必要な協力等を要請

9 事業者への感染防止対策等の要請

- 感染拡大を予防する「ひょうごスタイル」（新しい生活様式）の推進
- 関係団体を通じ企業等に対し接触機会低減の取組を要請
 - ・在宅勤務（テレワーク）やテレビ会議、ローテーション勤務、時差出勤等の取組を推進
 - ・職場での「3つの密」（密閉、密集、密接）の回避
 - ・職場内の換気の励行、発熱等の風邪症状が見られる従業員への出勤免除
- 飲食料品・生活必需物資供給、食堂・レストラン、金融・物流運送など、県民の安定的な生活の確保や社会の安定の維持に必要なサービスについて、来客及び従業員に対する感染防止措置を徹底
- 業界団体を通じ、スーパー・マーケット等における来店者の密接防止策の取組を要請
- 事業者及び関係団体に対し、業種や施設の種別ごとに感染防止のためのガイドラインに基づく感染防止対策の実施を要請

10 事業活動への支援等

(1) 企業等の事業継続支援

① 中小企業融資制度による対応

- ・融資目標額の引き上げ（3,600億円→1兆円（+6,400億円））
- ・5つの資金による支援

資金区分	限度額	概要
新型コロナウイルス対応無利子資金	3,000万円	当初3年間無利子、保証料軽減
経営活性化資金	5,000万円	審査期間を短縮
借換資金	2億8,000万円	既往債務の返済負担を軽減、利率0.7%
危機対応資金	2億8,000万円	危機連絡保証を活用、利率0.7%
新型コロナウイルス対策資金	2億8,000万円	セーフティネット保証を活用、利率0.7%

- ・信用保証における審査期間の短縮など弾力的な運用、積極的な承諾
- ・セーフティネット保証5号対象外業種（ぱちんこ屋等）について保証対象へ追加
- ・日本政策金融公庫等による資金繰り支援及び特別利子補給制度の活用

② 休業要請事業者経営継続支援事業

国の持続化給付金に加え、県・市町協調による経営継続支援金の支給を進める
最大の給付額：中小法人100万円、個人事業主50万円
(飲食店・宿泊業等については法人30万円、個人15万円)

③ 持続化給付金の活用

対象：売上が 50%以上減少した事業者、上限額：法人 200 万円、個人事業主 100 万円

④ 雇用調整助成金の活用

- ・4月1日から特例措置により拡充
 - ①助成率引上:大企業1/2→2/3、中小2/3→4/5(解雇等を行わない場合は大企業3/4、中小10/10)
 - ②雇用保険被保険者でない労働者の休業も助成の対象
- ・4月10日以降申請書類の大幅な簡略化(①記載事項を約5割削減、②添付書類の削減等)
- ・兵庫労働局助成金デスクによる相談

⑤ 中小企業のための特別相談窓口の設置

- ・ひょうご・神戸経営相談センター、県地域金融室、県信用保証協会、各金融機関

⑥ 金融機関への配慮要請

- ・既往債務に係る条件変更等の弾力的な運用等

(2) 生活福祉資金特例貸付の拡充

3月25日から新型コロナウイルス特例貸付として、貸付の対象世帯を、低所得者だけでなく、新型コロナウイルスの影響を受け収入の減少があった世帯に拡大し、休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた、緊急小口資金及び総合支援資金の特例貸付を実施

(3) 税制上の特例措置等

- ・徴収の猶予制度の特例(収入が概ね20%以上減少した者は、1年間猶予)
- ・住宅ローン控除(住民税)の適用要件の弾力化(入居要件の緩和)
- ・自動車税環境性能割の税率の臨時的軽減(1%軽減)の延長(令和2年度末まで)
- ・耐震基準不適合既存住宅の耐震改修特例(不動産取得税)の適用要件の弾力化(入居要件の緩和)
- ・自動車税種別割・法人関係税等の電子申告・電子納税等を推進

(4) 特別定額給付金の早期支給

- ・特別定額給付金の円滑な支給のため、申請の受付・給付事務を行う市町への助言等を実施

(5) 観光振興

- ・観光振興については、6月18日までは県内観光を中心とし、以降の対応は今後検討

11 海外からの帰国者への対応

- 指定された場所(自宅など)での14日間の待機
- 保健所等による健康観察への協力
- 咳や発熱等の症状が現れた場合の帰国者・接触者相談センター(健康福祉事務所・保健所)への相談
- 入国制限がなされている国や地域以外の帰国者から住所地所在の保健所への連絡

12 風評被害対策等

- 医療関係者、患者関係者などへのいわれなき風評被害を防止するとともに、憶測やデマなどに惑わされないよう、冷静に対処
- 医療機関、スーパー、金融機関など県民生活に必要な施設等は営業を継続することから、食料、医薬品、生活必需品の買い占め等を行わないよう冷静に対応

13 県としての対応等

(1) 職員の感染予防対策

- ・在宅勤務・時差出勤・フレックス制・特別休暇の活用
- ・会議・打合せでのマスク着用、人と人との間の十分な距離の確保、換気の徹底等
- ・テレビ会議システムの活用
- ・県民への窓口業務等については、職場環境に応じて、密閉、密集、密接とならないような方法により実施
- ・各職場における感染防止策の徹底
- ・府内連携によるコールセンター・健康福祉事務所等の体制確保

(2) 第2次補正予算の編成

- ・国の第2次補正予算等に基づき、県の第2次補正予算を編成し、速やかな実施を図る。

新型コロナウイルスの感染拡大を予防する「ひょうごスタイル」の推進

I 感染拡大を予防する「日常生活」(ライフスタイル)

1 ウィルスとの共存を意識した生活習慣

- (1) 「3密」(密閉・密集・密接)の回避
- (2) 身体的距離(ソーシャルディスタンス)の確保(できるだけ2m。最低1m)
- (3) マスクの着用、咳エチケットの徹底
- (4) 手洗い・手指消毒(手洗いは30秒程度、石けん・消毒薬の利用)
- (5) 体温測定・健康チェック(熱や風邪の症状がある時は自宅で療養)



2 日常生活の各場面別の行動スタイル

(1) 買い物

- 通販、電子決済の利用
- 展示品への接触は控える
- レジに並ぶときは、前後にスペース
- 計画を立て、1人又は少人数ですいた時間に素早く済ます

(2) 公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯を避ける
- 徒歩や自転車も併用する

(3) 食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも利用
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避ける
- 対面ではなく、横並びで座る
- 会話は控えめに
- 大皿は避け、料理は個々に

(4) 娯楽・スポーツ等

- 公園はすいている時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとる
- 予約制を利用する
- 歌や応援は、十分な距離の確保かオンラインで

(5) 冠婚葬祭などの親族行事

- 多人数での会食は避ける
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

II 感染拡大を予防する「働き方」(ワークスタイル)

- 在宅勤務(テレワーク)、ローテーション勤務、時差出勤の推進
- 会議はオンラインで
- 対面での打合せは換気とマスクを
- 発熱など体調不良の従業員の出勤を停止
- 職場での「3密」の防止

III 自然災害と感染症との「複合災害」への備え(災害文化)

1 「新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドライン」の策定(5月末)

2 複合災害に対応するための事前準備

- ・自然災害と感染症との「複合災害」を見据え、避難場所・避難所の確保や避難所での対応等について、県、市町、地域が連携して事前に準備
- ・避難判断にあたっては、「マイ避難カード」や「ひょうご防災ネット」アプリを活用

兵庫県「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン」

1. はじめに

事業者においては、まずは提供しているサービスの内容に応じて、新型コロナウイルス感染症の主な感染経路である接触感染と飛沫感染のそれぞれについて、従業員や顧客等の動線や接觸等を考慮したリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策を検討すること

- 接触感染のリスク評価としては、他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所と頻度を特定する
高頻度接触部位(テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり・つり革、エレベーターのボタン、トイレの便座、便座のふた、トイレットペーパーのふたや水洗レバーなど)には特に注意する
- 飛沫感染のリスク評価としては、換気の状況を考慮しつつ、人ととの距離がどの程度維持できるかや、施設内で大声などを出す場がどこにあるかなどを評価する
- 参考:新型コロナウイルスの環境や物質表面における生存時間
 - ・エアロゾル(空気中に漂う微粒子)中では3時間以上
 - ・銅の表面では4時間まで
 - ・厚紙(段ボール)の表面では24時間後まで
 - ・ステンレススチール表面では48時間後まで
 - ・プラスチック表面では72時間後まで感染力を維持

2. 各業種に共通する基本的事項

2-1. 人ととの距離等:3密(密閉、密集、密接)の回避

- ・ 人ととの接触を避け、対人距離(できるだけ2mを目安に(最小1m))を確保すること
また、対人距離が確保できない場合は、入場制限等を実施すること
- ・ 感染防止のための入場者の整理(密にならないように対応)
- ・ マスクの着用(従業員及び入場者に対する周知)
- ・ 施設の換気(2つの窓を同時に開けるなどの対応も考えられる)
- ・ キャッシュレスの推進

2-2. 症状のある方の入場制限

- ・ 入場時の体温チェックの実施
- ・ 発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入場しないように呼びかけること
また、状況によっては、発熱者を体温計やサーモグラフィーなどで特定し入場を制限することも考えられる
- ・ なお、業種によっては、万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取り扱いに十分注意しながら、入場者等の名簿を適正に管理することも考えられる

2-3. 消毒等

- ・ 入口及び施設内の手指の消毒設備(石けんによる手洗い、手指消毒用アルコールなど)の設置
- ・ 複数の人の手が触れる場所を適宜消毒する
- ・ 手や口が触れるようなもの(カップ、箸など)は、適切に洗浄消毒するなど特段の対応を図る
- ・ 人と人が対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽する
- ・ 他人と共に用する物品や手が頻回に触れる箇所を工夫して最小限にする
- ・ ユニフォームや衣服はこまめに洗濯する

2-4. トイレ(※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する)

- ・ 便器内は通常の清掃で良い
- ・ 不特定多数が接触する場所(ドアノブ、トイレの便座、便座のふた、トイレットペーパーのふたや水洗レバーなど)は、清拭消毒を行う
- ・ トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する
- ・ ハンドドライヤーは止め、共通のタオルは禁止する
- ・ ペーパータオルを設置するか、使い捨ておしごり等を準備する

2-5. 休憩スペース(※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する)

- ・ 一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしないようにする
- ・ 休憩スペースは、常時換気することに努める
- ・ 共有する物品(テーブル、いす等)は、定期的に消毒する
- ・ 従業員が使用する際は、入退室の前後に手洗いをする
- ・ 屋内の喫煙ルームの原則使用禁止

2-6. ごみの廃棄

- ・ 鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛る
- ・ ごみを回収する人は、マスクや手袋を着用する
- ・ マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹼と流水で手を洗う

2-7. 清掃・消毒

- ・ 市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いて清掃する。通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を、始業前、始業後に清拭消毒することが重要である
手が触れることがない床や壁は、通常の清掃で良い

2-8. その他

- ・ 高齢者、持病のある方や妊婦については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、サービス提供側においても、より慎重で徹底した対応を検討する
- ・ 地域の生活圏において、地域での感染拡大の可能性が報告された場合の対応について検討をしておく

3. 業態による感染拡大を予防するための措置

①食事提供施設(飲食店・喫茶店・居酒屋等)

- ・ 個室や多人数での座敷席等の使用は控えること
- ・ 座席の間にパーテーションを設け、又は座席の間隔を十分に空けるなど、三密の環境を徹底的に排除すること
- ・ 大皿での取り分けによる食品提供の自粛
- ・ 適切な換気が行われるとともに、客の入れ替えのタイミングで適切な消毒・清掃が行われること
- ・ 客同士の大声での会話を行わないよう呼びかけ、かつ、いわゆる背景音楽(BGM)や機械の効果音等を最小限のものとし、従業員が客同士の大声での会話が行われていないことを確認できる状態にすること

②百貨店・スーパー・マーケット等

- ・混雑時の入場制限を実施
- ・入退出時(入退出時の行列含む)や集合場所等において人ととの十分な間隔(できるだけ2mを目安に(最小1m))が確保されること
- ・レジ等で間隔(できるだけ2mを目安に(最小1m))を空ける(床に印をつける等)
- ・従業員と客の間にパーテーション等を設けて遮蔽すること
- ・滞在時間を短くなるよう工夫すること
- ・家族連れを避け、必要最小限で買い物に行くよう周知すること
- ・客同士の大声での会話を行わないよう周知すること

③遊興施設(インターネットカフェ・漫画喫茶等)

- ・十分な座席の間隔(できるだけ2mを目安に(最小1m))が確保されること
- ・従業員と客の間にパーテーション等を設けて遮蔽すること
- ・適切な換気が行われるとともに、客の入れ替えのタイミングで適切な消毒・清掃が行われること
- ・客同士の大声での会話を行わないよう周知すること
- ・シャワールーム等の利用時における人ととの接触を避けるための工夫を行うこと

④劇場等(劇場・映画館・演芸場)、貸会議室

- ・混雑時の入場制限を実施
- ・十分な座席の間隔(できるだけ2mを目安に(最小1m))が確保されること
例えば四方を空けた席配置又は使用する座席の1/2以下とする措置などを行うこと
- ・劇場等では演者の発声による飛沫感染対策として、前方席の使用を控えるなどにより、演者と客席の距離(できるだけ2mを目安に(最小1m))を確保すること
- ・滞在時間が短くなるよう、公演時間の前後の滞留をなくすよう工夫すること
- ・入退出時(入退出時の行列含む)や集合場所等において人ととの十分な間隔(できるだけ2mを目安に(最小1m))が確保されること
- ・適切な換気が行われるとともに、客の入れ替えのタイミングで適切な消毒が行われること
- ・客同士の大声での会話を行わないよう周知すること

⑤遊技施設(パチンコ店)

- ・十分な座席の間隔(できるだけ2mを目安に(最小1m))が確保されること
- ・入退出時(入退出時の行列含む)や集合場所等において人ととの十分な間隔(できるだけ2mを目安に(最小1m))が確保されること
- ・適切な換気が行われるとともに、客の入れ替えのタイミングでパチンコ台、ボタンやレバー等の消毒が行われること
- ・客同士の大声での会話を行わないよう呼びかけ、かつ、いわゆる背景音楽(BGM)や機械の効果音等を最小限のものとし、従業員が客同士の大声での会話が行われていないことを確認できる状態にすること

⑥遊技施設(マージャン店・ゲームセンター等)

- ・十分な座席の間隔(できるだけ2mを目安に(最小1m))が確保されること
- ・適切な換気が行われるとともに、客の入れ替えのタイミングでゲーム機、マージャン卓・牌の消毒が行われること
- ・客同士の大声での会話を行かないよう呼びかけ、かつ、いわゆる背景音楽(BGM)や機械の効果音等を最小限のものとし、従業員が客同士の大声での会話が行われていないことを確認できる状態にすること
- ・施設内での飲食は控えること

⑦運動施設(屋外水泳場)

- ・混雑時の入場制限を実施
- ・人ととの十分な距離(できるだけ2mを目安に(最小1m))が確保されること
- ・更衣室、シャワールーム等の利用時における人ととの接触を避けるための工夫を行うこと
- ・入退出時(入退出時の行列含む)や集合場所等において人ととの十分な間隔(できるだけ2mを目安に(最小1m))が確保されること
- ・客同士の大声での会話を行わないよう周知すること

⑧大学等(大学・各種学校等)

- ・十分な座席の間隔(できるだけ2mを目安に(最小1m))が確保されること
　例えば四方を空けた席配置又は使用する座席の1/2以下とする措置などを行うこと
- ・少人数で滞在時間が短くなるよう工夫すること
- ・適切な換気が行われるとともに、学生・生徒の入れ替えのタイミングで消毒が行われること
- ・学生・生徒同士の大声での会話を行わないよう周知すること
- ・リスクが高いと考えられる大学における実習(歯学部の実習等)には万全の注意を払うこと

⑨学習塾等(自動車学校)

- ・ 学科では十分な座席の間隔(できるだけ2mを目安に(最小1m))が確保されること
　例えば四方を空けた席配置又は使用する座席の1/2以下とする措置などを行うこと
- ・ 適切な換気が行われるとともに、教習生の入れ替えのタイミングで消毒が行われること
- ・ 教習生同士の大声での会話を行わないよう周知すること
- ・ 実技では窓を開けるなど適切な換気が行われるとともに、教習生の入れ替えのタイミングでハンドル等操作機器の消毒が行われること

⑩学習塾等(学習塾・各種教室(スポーツ教室を除く))

- ・ 十分な座席の間隔(できるだけ2mを目安に(最小1m))が確保されること
　例えば四方を空けた席配置又は使用する座席の1/2以下とする措置などを行うこと
- ・ 少人数で滞在時間が短くなるよう工夫すること
- ・ 適切な換気が行われるとともに、学生・生徒の入れ替えのタイミングで消毒が行われること
- ・ 学生・生徒同士の大声での会話を行わないよう周知すること

⑪博物館等(博物館・美術館・図書室等)

- ・ 混雑時の入場制限を実施
- ・ 十分な座席の間隔(できるだけ2mを目安に(最小1m))が確保されること
　例えば四方を空けた席配置又は使用する座席の1/2以下とする措置などを行うこと
- ・ 入退出時(入退出時の行列含む)や集合場所等において人ととの十分な間隔(できるだけ2mを目安に(最小1m))が確保されること
- ・ 展示配置の工夫や一方通行の設定により、施設内の移動において人ととの十分な距離(できるだけ2mを目安に(最小1m))が確保されること
- ・ 適切な換気が行われるとともに、客の入れ替えのタイミングで消毒が行われること
- ・ 客同士の大声での会話を行わないよう周知すること

⑫博物館等(動物園・植物園等)

- ・ 混雑時の入場制限を実施
- ・ 水槽や飼育動物等の保護のためのアクリル板やガラスなどの清潔の保持
- ・ 観察時や施設内の移動において、人ととの十分な距離(できるだけ2mを目安に(最小1m))が確保されること
- ・ 入退出時(入退出時の行列含む)や集合場所等において人ととの十分な間隔(できるだけ2mを目安に(最小1m))が確保されること
- ・ 密閉施設については適切な換気が行われること
- ・ 客同士の大声での会話を行わないよう周知すること
- ・ 入場口への踏込消毒マットの設置(弱性石鹼、消石灰等)

⑬ホテル又は旅館

- ・ 十分な座席の間隔(できるだけ2mを目安に(最小1m))が確保されること
　例えば四方を空けた席配置又は使用する座席の1/2以下とする措置などを行うこと
- ・ 入退出時(入退出時の行列含む)や集合場所等において人ととの十分な間隔(できるだけ2mを目安に(最小1m))が確保されること
- ・ 適切な換気が行われるとともに、客の入れ替えのタイミングで消毒が行われること
(飲食で使用する場合)
 - ・ 個室や多人数での座敷席等の使用は控えること
 - ・ 座席の間にパーテーションを設け、又は座席の間隔を十分に空けるなど、三密の環境を徹底的に排除すること
 - ・ 大皿での取り分けによる食品提供の自粛
 - ・ 適切な換気が行われるとともに、客の入れ替えのタイミングで適切な消毒・清掃が行われること
 - ・ 客同士の大声での会話を行わないよう周知すること

⑭商業施設(生活必需物資の小売関係等以外の店舗)

- ・ 店内等において人ととの十分な間隔(できるだけ2mを目安に(最小1m))が確保されること
- ・ レジ等で間隔(できるだけ2mを目安に(最小1m))を空ける(床に印をつける等)
- ・ 従業員と客の間にパーテーション等を設けて遮蔽すること
- ・ 滞在時間が短くなるよう工夫すること
- ・ 適切な消毒や換気が行われること
- ・ 家族連れを避け、必要最小限で買い物に行くよう周知すること
- ・ 客同士の大声での会話を行わないよう周知すること

⑯商業施設(生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗)

- ・十分な座席の間隔(できるだけ2mを目安に(最小1m))が確保されること
　例えば四方を空けた席配置又は使用する座席の1/2以下とする措置などを行うこと
- ・レジ等で間隔(できるだけ2mを目安に(最小1m))を空ける(床に印をつける等)
- ・従業員と客の間にパーテーション等を設けて遮蔽すること
- ・客の体に触れる場合は、手洗をよりこまめにする
- ・適切な換気が行われるとともに、客の入れ替えのタイミングで消毒が行われること
- ・家族連れを避け、必要最小限で買い物に行くよう周知すること
- ・客同士の大声での会話を行わないよう周知すること

⑰商業施設(スーパー・銭湯)

- ・レジ等で間隔(できるだけ2mを目安に(最小1m))を空ける(床に印をつける等)
 - ・従業員と客の間にパーテーション等を設けて遮蔽すること
 - ・浴槽等において人ととの十分な距離(できるだけ2mを目安に(最小1m))が確保されること
 - ・更衣室等の利用時における人ととの接触を避けるための工夫を行うこと
- (飲食コーナー)
- ・個室や多人数での座敷席等の使用は控えること
 - ・座席の間にパーテーションを設け、又は座席の間隔を十分に空けるなど、三密の環境を徹底的に排除すること
 - ・大皿での取り分けによる食品提供の自粛
 - ・適切な換気が行われるとともに、客の入れ替えのタイミングで適切な消毒・清掃が行われること
 - ・客同士の大声での会話を行わないよう周知すること

県が主催する会議・研修等の開催について

1 趣旨

緊急事態宣言の解除に伴い、今後、県が主催する会議・研修等の開催については、新型コロナウイルス感染防止策を徹底して実施する。

2 基本的な考え方

- ・感染防止のため、可能な範囲でテレビ会議等の活用に努める。
- ・人が集まる会議・研修等を開催する場合には、感染防止策を徹底する。

3 人が集まる形で会議・研修等を実施する場合の感染防止策

会議・研修等の開催にあたっては、「3つの密（密閉・密集・密接）」の回避を基本に、以下の取組みを徹底すること。

（1）換気の徹底

- ・窓が開閉可能な場合は、窓を開けて行う又は休憩時等に窓を開けるなど、換気を徹底すること。冷暖房運転時には、窓の開放時間を調整するなど室温等にも十分配慮して、適切な換気に努めること。

（2）接触感染の防止

- ・感染防止に有効とされている手指消毒用アルコールを備え付けること。なお、入手できない場合は入室時等にこまめな手洗いを徹底させること。
- ・出席者が使用する物品、パソコン等については、消毒を徹底するとともに、複数人での共用ができるだけ回避すること。

（3）飛沫感染の防止

- ・会場の定員の50%以内（屋内）かつ国の基本的対処方針等が示す人数上限（※）を、参加人数の目安とすること。
- ・席の配置にあたっては、人ととの間に十分な距離の保持（1メートル以上）に努めること。
- ・出席者にマスク着用を励行させること。（咳エチケットの徹底）
- ・発言席を設ける等、発声時の間隔を空ける（2メートル以上）よう努めること。

※人数上限

- ・5月25日～（ステップ①）：屋内100人、屋外200人
- ・6月19日～（ステップ②）：屋内・屋外1,000人
- ・7月10日～（ステップ③）：屋内・屋外5,000人
- ・8月1日目途～（移行期間後）：上限なし

（4）その他

- ・風邪症状等がある場合には、会議等へ参加しないよう出席者等にあらかじめ周知徹底すること。
- ・休憩スペースや食堂、トイレ等においても、換気の徹底、座席の間隔の確保、手洗い又は手指消毒等を徹底すること。

6月1日以降の職員の勤務体制

1 趣旨

現在、新型コロナウイルス感染症に係る本県対処方針に基づき、職員の在宅勤務の活用等を推進している。6月1日以降も、事業の進捗状況等を勘案の上、引き続き在宅勤務等を推進するなど、感染予防対策に継続して取り組む。

2 県対処方針（府内の対応等（抜粋））

○職員の感染予防対策

- ・在宅勤務・時差出勤・フレックス制・特別休暇の活用
- ・各職場における感染防止策の徹底

3 具体の対応

- ① 各所属において、業務の特性や進捗状況等を勘案の上、6月1日以降も、引き続き可能な範囲で在宅勤務を推進する。
- ② 在宅勤務の推進にあたり、出勤削減率の設定は行わない。
- ③ 従前から対象としていた育児を行う職員のほか、基礎疾患がある職員や妊娠中の職員、職員の家庭事情等にも配慮して実施する。
- ④ 出勤にあたっては、引き続き、時差出勤、フレックスタイム制やサテライトオフィスを活用するとともに、職場において感染防止策を徹底する。

[参考] 国の基本的対処方針における職場への出勤等に係る要請内容(概要)

特定警戒都道府県以外の特定都道府県	宣言解除後の都道府県
<p>・今後、持続的な対策が必要になると見込まれることを踏まえ、事業者に対して、引き続き、在宅勤務（テレワーク）を推進するとともに、職場に出勤する場合でも、ローテーション勤務、時差出勤等の人との接触を低減する取組を推進すること。</p>	<p>・今後、持続的な対策が必要になると見込まれることを踏まえ、事業者に対して、引き続き、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤等、人との接触を低減する取組を働きかけること。</p>

県内の患者の発生状況

1 検査陽性者の状況（令和2年5月25日 24時現在）

(単位：人)

検査実施者数		陽性者数（累積）			
	陽性者数	入院（宿泊療養を含む）		死亡	退院
		中等症以下	重症		
10,772	699	44	34	10	40
+52	0	△ 2	△ 2	0	0
					+2

※下段は前日比

[入院内訳]

区分	確保病床等	患者数	差引	備考
入院	515	37	478	
宿泊	578	7	571	4 施設
合計	1,093	44	1,049	

2 感染経路別等の患者数（536人）

(単位：人)

区分		延べ患者数	
家族		153	
職場		111	
飲食店等		19	
海外渡航関係		26	
ライブ関係		13	
クラスター	医療関係(神戸市中央市民病院、神戸赤十字病院 等)		100
	福祉関係(グリーンアルス、認定こども園 等) ※重複4		69
	その他(神戸西警察署、神戸市環境局)		29
その他(東京・大阪等国内移動・旅行等)		20	
実人員		536	

3 調査中(陽性確認から約2週間) (25人)

(単位：人)

区分	県	神戸市	姫路市	尼崎市	明石市	西宮市	計
推定感染源を確認中	1	7	1	1	3	6	19
他府県等へ調査依頼中	4	1	0	0	0	0	5
調査困難・非協力	0	1	0	0	0	0	1
合計	5	9	1	1	3	6	25

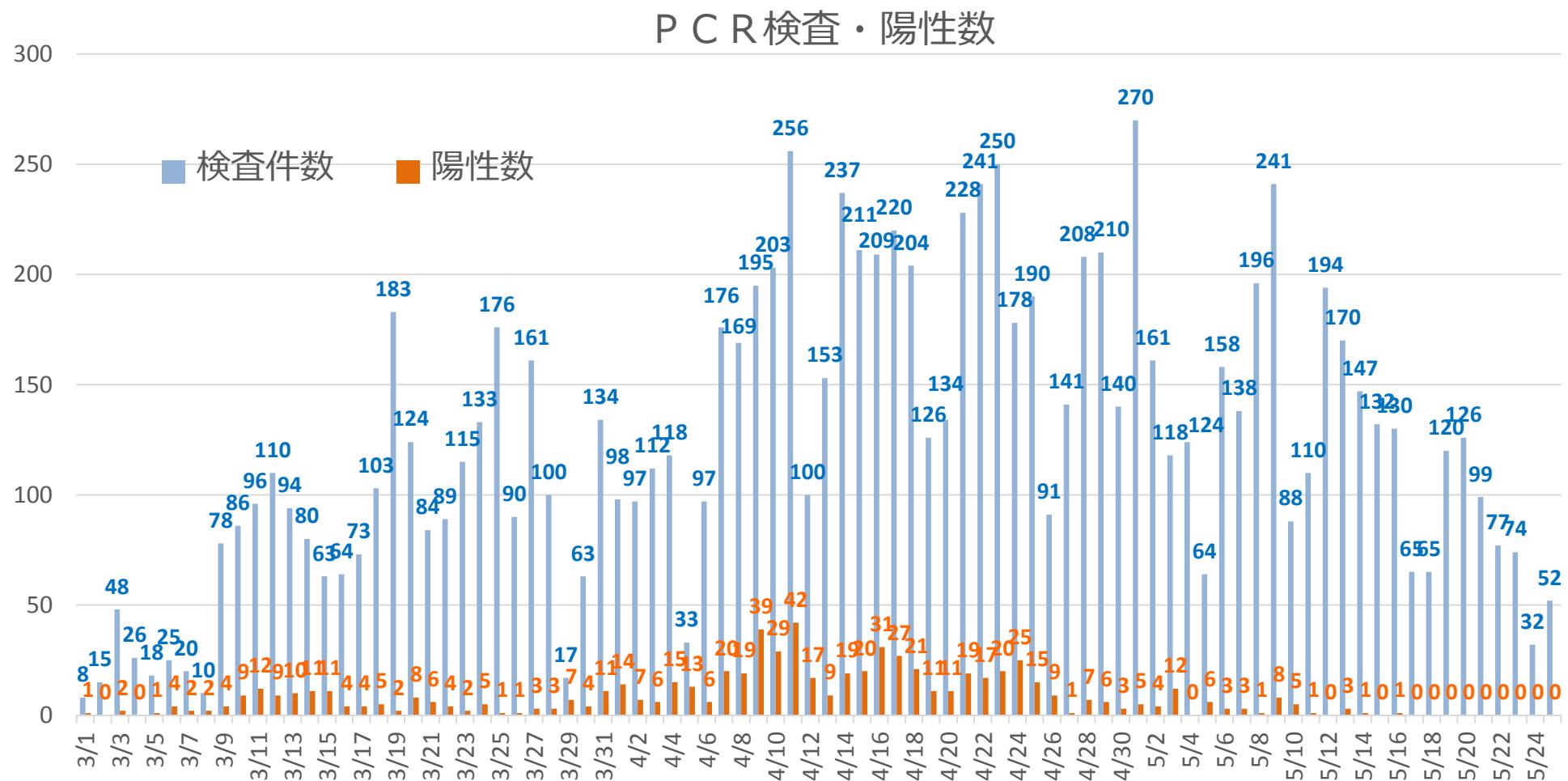
4 感染源不明 (138人)

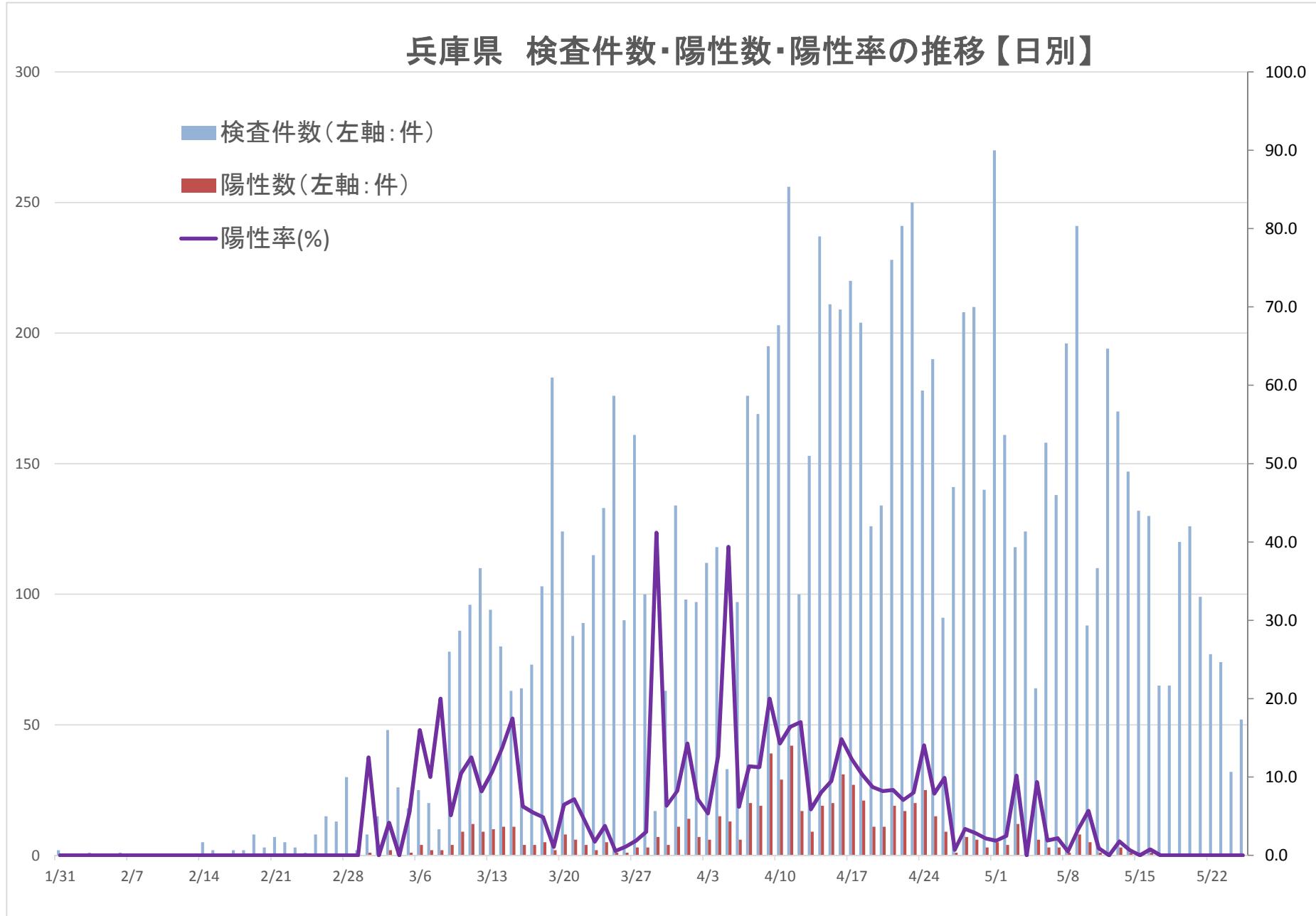
(単位：人)

区分	県	神戸市	姫路市	尼崎市	明石市	西宮市	計
5/10～5/11(6人)	0	0	0	0	0	0	0
4/26～5/9 (68人)	3	1	0	0	0	2	6
4/12～4/25(262人)	9	20	0	3	2	13	47
3/29～4/11(232人)	14	37	1	8	4	15	79
3/15～3/28(59人)	1	1	0	0	0	1	3
3/1～3/14 (67人)	1	1	0	0	0	1	3
合計	28	60	1	11	6	32	138

検査陽性者 の状況 5/25時点

検査数 (累計) 10772	陽性者数 (累計) 699	入院(宿泊療 養を含む) 44	中等症以下 34	重症 10	死亡 (累計) 40	退院 (累計) 615
-----------------------------	----------------------------	------------------------------	--------------------	-----------------	-------------------------	--------------------------





兵庫県 検査件数・陽性数・陽性率の推移 【累計】

